

行田市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（以下「基準」という。）の規定により、指定介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が、市長に事故報告を行う場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象)

第2条 報告の対象となる事故は、行田市の介護保険被保険者に対し発生した事故又は行田市が指定する介護サービス提供事業所で発生した事故で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者等が介護サービス提供事業所内等にいる間に発生した事故
- (2) 利用者等が介護サービスを受けている間（送迎時間中を含む。）に発生した事故
- (3) 利用者等が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている間に発生した事故

(事故の範囲)

第3条 報告を行う事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次に掲げる場合とする。

- (1) 骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
- (2) 食中毒、感染症等で法令により保健所等への通報が義務付けられている事由の事故又は結核が発生した場合
- (3) 事業者と利用者又はその家族等の関係者との間で、問題が生ずる可能性がある事故が発生した場合
- (4) 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合又は問題となる可能性がある場合
- (5) 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合
- (6) その他市長が必要と認める場合
(報告)

第4条 事業者は、事故発生時、事故処理等の進捗状況に応じ、次に掲げる報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事故発生後、事故発生状況等の概要を速やかに介護保険事業者事故報告書(様式第1号)により提出するものとする。
- (2) 事故処理が長期化する場合にあつては、途中経過等を介護保険事業者事故処理状況報告書(様式第2号)により提出するものとする。
- (3) 問題が解決し、事態が終結した場合、その顛末及び結果等を介護保険事業者事故処理完了報告書(様式第3号)により提出するものとする。
(市の措置)

第5条 市長が事故の報告を受けた時は、その状況を把握するとともに、当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて保険者として、次に掲げる必要な措置を行うものとする。

- (1) 事業者が行った事故処理並びに利用者及びその家族等に対する連絡及び説明に関する指導
- (2) 発生した事故が、埼玉県又は埼玉県国民健康保険団体連合会等において対処することが必要と判断した場合は、埼玉県又は埼玉県国民健康保険団体連合会

等への通告、報告及び連絡調整

- (3) 介護老人福祉施設内で発生した事故の場合は、別に埼玉県が定める「老人福祉施設危機管理マニュアル」（平成19年12月決裁）に沿って、埼玉県への報告に関する指導

（事故対策）

第6条 事業者は、発生した事故に適切に対処するため、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 事故発生時に適切に対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び職員（従事者）への周知

- (2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。